



2014/15 香港財政預算案

概要

2014/15香港財政預算案は2014年2月26日に公表され、税務免除措置は2014年6月25日の香港立法會に経って通過するようになります。

この財政予算案は下記のいくつかのポイントに分けられます：

- (1) 競争力の強化；
- (2) 発展産業；
- (3) 安定した公共財政を維持；
- (4) 香港を住みやすい及びビジネスしやすいように促進；
- (5) 継続的な発展を確保。

上記に述べた目的に達成するため、予算案は香港の経済柱役を固め、金融構築を高め、創新発展及び化学産業を奨励する為、もっと幅広くデーター技術を使用し、香港を知能化都市になるよう基礎建設を強化、住宅土地及び商業土地を増加し、人口高齢化に対し、社会福祉及び医療サービスの強化などの面でいくつかの対策案を提案しました。

経済数字データー

2013年度の現地生産総価値は2.9%増加、2012年度より明らかに1.5%増加。2014年度の現地生産総価値は3%-4%の増加で、過去十年の4.5%の平均成長率を下回ると予測しています。

2013年度年間平均インフレは4.3%、基本インフレは4%、2014年年間平均インフレは4.6%、基本インフレは3.7%と予測しております。

政府は2013/14年度総合利益はHKD12億と予測を修正しました（本来はHKD4.9億の赤字と予測していました）。

2014/15年度帳簿によると約HKD91億の総合黒字が予測できます。

財務措置

税務措置は下記通り：

- (1) 2013/14年度75%の利得税を免除、HKD10,000を上限とします。課税年度の最終課税税金の中で控除します。

お問い合わせ

香港本社

住所：香港九龍尖沙咀廣東道17号海港城環球
金融センター南座13A階05-15室
電話：+852 2666 2888
ファックス：+852 2233 2888
メール：info@conpak.com

上海事務所

住所：中国上海市徐匯区虹橋路3号港匯中心区
二座27階2702-2703室
(郵便番号: 200030)
電話：+86 21 5389 6666
ファックス：+86 21 6448 6268
メール：shanghai@conpak.com.cn

深セン事務所

住所：中国深セン市福田中心区福華三路168号
深セン国際商会中心27階2711-2712室
(郵便番号: 518048)
電話：+86 755 8882 0088
ファックス：+86 755 8831 3533
メール：shenzhen@conpak.com.cn

- (2) 2013/14 年度 75% の給与税及び個人所得税査定額を免除、HKD10,000 を上限とします。課税年度の最終課税税金額の中で控除します。
- (3) 不動産課税の 2014/15 年度初回の二期税金を免除、一世帯毎期 HKD1,500 を上限とします。
- (4) 60 歳或いは以上の親/祖父母を扶養する方の免除額は 2014/15 課税年度の HKD38,000 より HKD40,000 まで増加しました。上記の親/祖父母と年中同居する納税人が受ける追加の免税額は同じ幅で増加します。
- (5) 55 歳～59 歳の親/祖父母を扶養する方の免税額は 2014/15 課税年度の HKD19,000 より HKD20,000 まで増加しました。上記の親/祖父母と年中同居する納税人が受ける追加の免税額は同じ幅で増加します。
- (6) 親/祖父母が養老院に入る場合、年長者の宿泊支出控除額上限は現在の HKD76,000 より HKD80,000 まで増加します。
- (7) 全面的に取引所のファンド売買の印紙税を免除して取引のコストをダウンします。
- (8) 「税務条例」の関連業務の利息控除面での要求を検討し、これらの業務控除若干利息支出の支配に対する原則を明確にします。
- (9) 電気自動車の初回登記税免除期間を三年に延長します。

上記の第一から第三項目は一括税金減免措置です。

非税務措置

非税務措置の中には：

- (1) 一ヶ月の公営家賃納付代行。
- (2) 総合社会保障補助、高齢者補助金、年長者補助金及び障害者補助金などを受領する人々に追加で一ヶ月の補助金を配付します。
- (3) HKD100 億以内の「iBond」（インフレ関連債権）を発行します。
- (4) 香港輸出信用保険局は継続的に「少額営業額保険契約」を遂行し、輸出業務に従事する中小企業が保険に加入する柔軟性を増加しました。
- (5) 「中小企業融資担保計画」の元に特別優遇措置の申請期間を一年延長。
- (6) 広東省で率先した広東省と香港のサービス貿易自由化の実現に協力します。
- (7) HKD4,500 万を追加してこれから 3 年間各規模、各種類の会議展覧会イベントに参加する主催機構、参加者にもっと魅力的、実際に合ったサービスと優遇を提供します。
- (8) 創新及び科学ファンドの元に設立した「企業支持計画」は民間企業の研究開発に対し資金援助します。プロジェクトごとに資金援助の上限は HKD1,000 万です。
- (9) 創新及び科学ファンドの資金援助範囲を開発、システム統合プロジェクト、工業設計、適合性試験、臨場試験などまで拡大しました。
- (10) 総合インタラクティブのオンラインプラットフォームを遂行し、創業企業と関連各界を集め、発明と革新を遂行し、融資を吸引します。
- (11) 即時にタバコの税金を引き上げ、市民の健康を保障します。
- (12) HKD5,000 万を残し、マッチングファンドの方法で小売業の情報技術とその他技術の採用に資金補助をします。
- (13) HKD114 億の優遇資金補助を提供し、2020 年前に段階別に全香港の EU 四期前のディーゼル商用車を廃棄します。
- (14) 2014/15 年度土地売り計画で、34 箇所の住宅土地及び 7 箇所の商業/事業用地を納入しました。
- (15) 財政上第三滑走路の建設を補助します。

上記の第一及び第二項目は一回のみの非税務緩和措置です。

総結

2014/15 年度財政予算案は主に人口の老齡化、福祉支出の増加及び成熟した経済体系であって経済成長が遅いなどの要素を考量して、将来 7~15 年以内、特別行政区政府は回避できない構造的赤字が出るはずだと指摘しました。将来の予測がどうであっても、我々はまだ改善対策をする時間があります。

予測の構造的財政赤字及び来年度経済成長の減速に対し、財政署署長は明確に指摘しました。我々はビジネス競争力を高めて企業が高付加価値産業の一員として財政収入を増加させる必要があります。

予算案で提出した措置は香港の四大柱産業を固めました。（すなわち金融業、貿易及び物流産業、旅行業、工商及び専門サービス）例えば、香港が人民元のオフショアサービス中心になること、取引所のファンド売買印紙税を全面的に免除、2015 年に香港空港中場範囲発展プロジェクトの完成、吸引力ある大型イベントの展開、高級ホテル部屋の十分な提供、区内知的財産権貿易中心に発展させることを加速させるなどです。

予算案は特別に創新及び科学技術産業の発展を奨励すると指摘しました。それで香港の競争力を更に多元化及び各界の生産力を高めることを図りました。この点で具体的な措置は：毎年最高 HKD2,400 万を補助金として提供し、香港の大学がプロジェクトを進行、研究開発すること及び創新、科学技術補助金補助範囲を拡大することに使いました。

それから、予算案は中小企業を發展する重要性を指摘しました。過去 10 年間政府は一連の措置を展開し中小企業の發展を支持しました。来年度、政府は継続的に融資、マーケティング拡大、ブランド確立及び生産力アップの面で現地中小企業に強力なサポートをしました。

今年予算案で特別行政区政府はチームワークを十分に發揮しました。金融發展局は 2013 年度に作成した長期財政計画はチームの豊富な業界経験を活かして多くの意見を述べました。中には保障、安定及び税収拡大、公共支出と現地生産総額の割合が 20% 或いは以内、「未来基金」の設立を計画し財政営利を適切に使用し、予防措置を取り、将来の予測中の構造的赤字の為、準備することを含みます。

税金収入の面で政府は法律執行を強化、脱税及び税金回避を打撃することで、徴収すべき税金を回収します。香港税務局は将来税金政策を濫用する個別ケースの打撃を強化且つ継続的に政府保護収入を考量して責任感ある国際社会の一員として財政事業に対する責任を負うと予測しております。

多くの方は現在の税収政策の維持を支持しますが、多くの専門団体は同時にずっと課税範囲を広めることに対し公衆討論をするべきと提案して来ました。この件に対し、今年財政予算案は応答をしていません。社会福祉及び公共医療の経常的支出が引き続き上昇することに対し、我々は現時点で徴税範囲を広めることを公衆に意見聴取する時期になったと思いますが、政府は必ず具体的な根拠を提出し、香港人に徴税範囲を広げることを納得するよう説得する必要があります。

人口老齡化は公共財政に持続的な挑戦を持たれます。金融發展及び長期財政計画プロジェクトチームの結論と意見は我々に科学、客観的根拠を提供して社会が関連問題に対する認識を深めました。政府が支出及び政府効率を高めることを検討する際、我々は社会の一員として積極的、理性的及び真剣な態度で目前財政がまだ安定するとき、事前対策案を考えるべきです。

税率表

個人所得税

税率	2013/14	2014/15
初回 HKD 40,000	2%	2%
次回 HKD 40,000	7%	7%
続きの HKD 40,000	12%	12%
残り	17%	17%
標準税率	15%	15%

個人免税額	2013/14	2014/15
基本免税額	HKD 120,000	HKD 120,000
既婚者免税額	HKD 240,000	HKD 240,000
子女免税額		
第一子から九名までの子女（人数ごと計算）：		
誕生年度	HKD 140,000	HKD 140,000
その他の年度	HKD 70,000	HKD 70,000
扶養親/父側祖父母或いは母側祖父母の免税額		
年 60 歳或いは以上：		
納税人と別居	HKD 38,000	HKD 40,000
年中納税人と同居	HKD 76,000	HKD 80,000
年齢 55 至 59 歳：		
納税人と別居	HKD 19,000	HKD 20,000
年中納税人と同居	HKD 38,000	HKD 40,000
扶養兄弟/姉妹の免税額(すでに子女免税額を申請した兄弟/姉妹を除く)	HKD 33,000	HKD 33,000
片親免税額	HKD 120,000	HKD 120,000
障害者扶養免税額(本免税額は当障害者納税人が受けるその他の免税額以外、別途受けられる免税額です。)	HKD 66,000	HKD 66,000

税務控除項目 (控除可能最高限度額)	2013/14	2014/15
個人研修支出	HKD 80,000	HKD 80,000
住宅ローン利息	HKD 100,000	HKD 100,000
高齢者宿泊手当支出	HKD 76,000	HKD 80,000
強制積立金納付	HKD 15,000	HKD 17,500
慈善寄付	課税収入の 35%	課税収入の 35%

事業所得税

税率	2014/15
法人団体 (有限会社)	16.5%
非法人団体業務 (独資業務或いは協力業務)	15%

機械或いは工業装置償却免税額	2014/15
	合理的償却免税率
環境保護機械及び自動車	100%
その他合理的支出:	
初期免税額	60%
毎年免税額 (当固定資産による)	10%, 20% 或 30%

建物環境保護措置償却免税額	2014/15
	合理的償却免税率
毎年免税額	20%

所定固定資産償却免税額	2014/15
	合理的償却免税率
完全控除	100%

工業建物償却免税額	2014/15
	合理的償却免税率
初期免税額	20%
毎年免税額	4%

商業建物償却免税額		2014/15
		合理的償却免税率
毎年免税額		4%

建物改装支出償却免税額		2014/15
		合理的償却免税率
毎年免税額		20% (控除が0になるまで)

固定資産税

任意の香港の土地或いは建物の所有者が当土地或いは建物の課税純価値に対し、2014/15 年度は15% (2013/14:15%)の基準税率で固定資産税を納付するべきです。

印紙税

1. 従価の印紙税

例えば:

甲、任意の会社或いは個人が 2013 年 2 月 22 日或いは以前香港の住宅或いは非住宅不動産を購入した場合、或いは

乙、香港の永住者が 2013 年 2 月 23 日或いは以降香港住宅不動産を購入且つ当住宅不動産購入時、当香港永住者はほかに香港不動産を所有していない場合、

印紙税は不動産の販売価額或いは価値(高い方を基準とする)表一に表記している通り価額印紙税税率によって計算します。

従価の印紙税 (表一)		税率
不動産販売価額或いは価値 (高い方を基準とします。)		
HKD 2,000,000 或いは以下	HKD 100	
HKD 2,000,001 – HKD 2,351,760	HKD 100 + HKD 2,000,000 を超えた金額の 10%	
HKD 2,351,761 – HKD 3,000,000		1.5%
HKD 3,000,001 – HKD 3,290,320	HKD 45,000 + HKD 3,000,000 を超えた金額の 10%	
HKD 3,290,321 – HKD 4,000,000		2.25%
HKD 4,000,001 – HKD 4,428,570	HKD 90,000 + HKD 4,000,000 を超えた金額の 10%	
HKD 4,428,571 – HKD 6,000,000		3%
HKD 6,000,001 – HKD 6,720,000	HKD 180,000 + HKD 6,000,000 を超えた金額の 10%	
HKD 6,720,001 – HKD 20,000,000		3.75%
HKD 20,000,001 – HKD 21,739,120	HKD 750,000 + HKD 20,000,000 を超えた金額の 10%	
HKD 21,739,121 或いは以上		4.25%

下記の状況の印紙税は表二通り新価額印紙税税率によって計算します。

甲、任意の会社或いは非香港永住者が 2013 年 2 月 23 日或いは以降購入した香港住宅或いは非住宅不動産の場合、

乙、香港永住者が 2013 年 2 月 23 日或いは以降購入した香港非住宅不動産の場合、

丙、香港永住者が 2013 年 2 月 23 日或いは以降購入した香港住宅不動産且つ当不動産購入時、当香港永住者はすでに香港で住宅不動産を所持している場合、

新しい従価の印紙税 (表二)	
不動産販売価額或いは価値 (高い方を基準とします。)	税率
HKD 2,000,000 或いは以下	1.5%
HKD 2,000,001 – HKD 2,176,470	HKD 30,000 + HKD 2,000,000 を超えた金額の 20%
HKD 2,176,471 – HKD 3,000,000	3%
HKD 3,000,001 – HKD 3,290,330	HKD 90,000 + HKD 3,000,000 を超えた金額の 20%
HKD 3,290,331 – HKD 4,000,000	4.5%
HKD 4,000,001 – HKD 4,428,580	HKD 180,000 + HKD 4,000,000 を超えた金額の 20%
HKD 4,428,581 – HKD 6,000,000	6%
HKD 6,000,001 – HKD 6,720,000	HKD 360,000 + HKD 6,000,000 を超えた金額の 20%
HKD 6,720,001 – HKD 20,000,000	7.5%
HKD 20,000,001 – HKD 21,739,130	HKD 1,500,000 + HKD 20,000,000 を超えた金額の 20%
HKD 21,739,131 或いは以上	8.5%

2. 追加の印紙税

価額印紙税以外、任意の個人或いは会社が販売したいいくつかの関連期間内に購入した住宅物件及び当住宅物件を指定の所持期間内に転売した場合、追加の印紙税納付が必要です。

2010 年 11 月 20 日 ~ 2012 年 10 月 26 日の間購入した住宅物件に対し、税務局は当物件の販売価額或いは価値によって (高い方を基準とします。) 下記税率によって追加印紙税を徴収します。

保有期間 (月)	税率
6 ヶ月或いは以内	15%
6 ヶ月以上 12 ヶ月或いは以内	10%
12 ヶ月以上 24 ヶ月或いは以内	5%

2012年10月27日或いは以降購入した住宅不動産に対し、税務局は下記の税率によって追加印紙税を徴収します。

保有期間 (月)	税率
6ヶ月或いは以内	20%
6ヶ月以上 12ヶ月或いは以内	15%
12ヶ月以上 36ヶ月或いは以内	10%

3. バイヤー印紙税

香港永住者以外、任意の方（香港、非香港会社を含む）が 2012年10月27日或いは以降購入した住宅不動産は価額印紙税及び追加印紙税以外、また 15% の購入側印紙税を納付しないといけません。

